

群馬県立県民健康科学大学教員選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条第1項及び第5項の規定に基づき群馬県立県民健康科学大学の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇任の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 教員の採用及び昇任の選考は、人格、学歴、職歴、教育研究の業績、学会及び社会における活動等に基づいて行うものとする。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）ある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることができる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められた者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（大学院教員の資格）

第8条 博士前期課程を担当する教員にあつては、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が(1)の者に準ずると認められる者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 博士後期課程を担当する教員にあっては、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

(1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

(2) 研究上の業績が(1)の者に準ずると認められる者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(選考の方法)

第9条 教員の採用及び昇任の選考は、教授会の議を経て学長が行う。

2 教授会による選考は選挙又は信任投票とする。ただし、大学院担当教員の選考にあっては、事前に当該研究科委員会の議を経るものとする。

(教員選考委員会)

第10条 教員の採用及び昇任の選考を行うため、教授会に教員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、当該学部の教授3人、その他の教員（助手を除く。）2人をもって構成する。ただし、他学部を担当する教員を選考する場合は、当該学部の選考委員を加えるものとする。

3 前項の委員は、必要に応じてその都度教授会が決定し、学長が任命する。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

5 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

6 委員長が議長となれない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が議長となる。

7 委員会は、委員のうち4分の3以上の出席がなければ会議を開くことができない。

8 委員会は、候補者について審査し、その結果を教授会に報告する。ただし大学院担当教員については、その結果を当該研究科委員会に協議した後に、教授会に報告する。

9 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(助手の選考)

第11条 助手の採用の選考は、前条の規定にかかわらず、教授会において選考し、

学長が決定する。

(非常勤講師の選考)

第12条 非常勤講師の採用の選考は、教授会の議を経て学長が行う。ただし、両学部に係る非常勤講師については、大学運営会議の議を経て学長が行うものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、各学部・研究科の教員の採用及び昇任の選考に関し必要な事項は、各分野の特殊性や実状に応じて、各学部・研究科が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日から平成21年3月31日までの間に就任する教員については、この規程は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日から平成21年3月31日までの間に就任する教員については、この規程は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日以降に就任する教員のうち、平成23年3月31日までの間に群馬県立県民健康科学大学の学部又は大学院の教員として、文部科学省の教員審査において「資格あり」と判定された者については、この規程は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成22年1月29日から施行する。
- 2 この規程施行の日から平成23年3月31日までの間に群馬県立県民健康科学大学の大学院の教員として、文部科学省の教員審査において「資格あり」と判定された者については、この規程は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日以降に就任する教員のうち、平成31年3月31日までの間に群馬県立県民健康科学大学の大学院博士後期課程を担当する教員として、文部科学省の教員審査において「資格あり」と判定された者については、この規程は適用しない。